

概要版

第 6 次

春日市総合計画

住みよさ実感都市 かすが
～つながる はぐくむ 支え合う～

令和3年3月
春日市



総合計画とは

総合計画は、まちづくりのあらゆる分野を網羅し、将来に向けて目指すまちの姿と進むべき基本的な方向性を示すものであり、総合的かつ計画的な市政運営を図るために策定する春日市の最上位計画です。

また、この計画は、市民、地域、事業者、団体、行政といった様々な地域社会の担い手がまちづくりの方向性を共有し、同じ方向を向いて協働のまちづくりを進めていくための道標としての役割を担うものです。

総合計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3つで構成されます。

基本構想

春日市が目指す「将来都市像」、まちづくりを推進する際に常に踏まえるべき「まちづくりの基本理念」を示すとともに、今後10年を見据えた「まちづくりの基本方針（基本目標及び政策）」を定めるものです。

基本計画

基本構想で定める「将来都市像」と「まちづくりの基本方針（基本目標及び政策）」を実現するための具体的な「施策」を政策別に体系化するとともに、政策の基本方針、指標、施策の方向性などを示すものです。

実施計画

基本計画で定める各施策を実現するための具体的な「事務事業」を示す計画で、新たに開始する事業や内容の変更又は拡充を行う既存事業を主に掲載するものです。

計画期間は3年間で、1年ごとに計画内容を見直す方式(ローリング方式)を採用しています。

| 年度 | 令和 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
|------|---------------------------|------|------|------|------|------------|------|------|------|------|------|
| | 西暦 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 | 2030 |
| 基本構想 | 基本構想(10年) | | | | | | | | | | |
| 基本計画 | 前期基本計画(5年) | | | | | 後期基本計画(5年) | | | | | |
| 実施計画 | 実施計画(3年)(期間をローリングして毎年度作成) | | | | | | | | | | |

まちづくりの基本理念

まちづくりを推進するに当たって、常に踏まえるべき基本的な理念を、次のとおり掲げます。

誰もが住み続けたいと思えるまちづくり

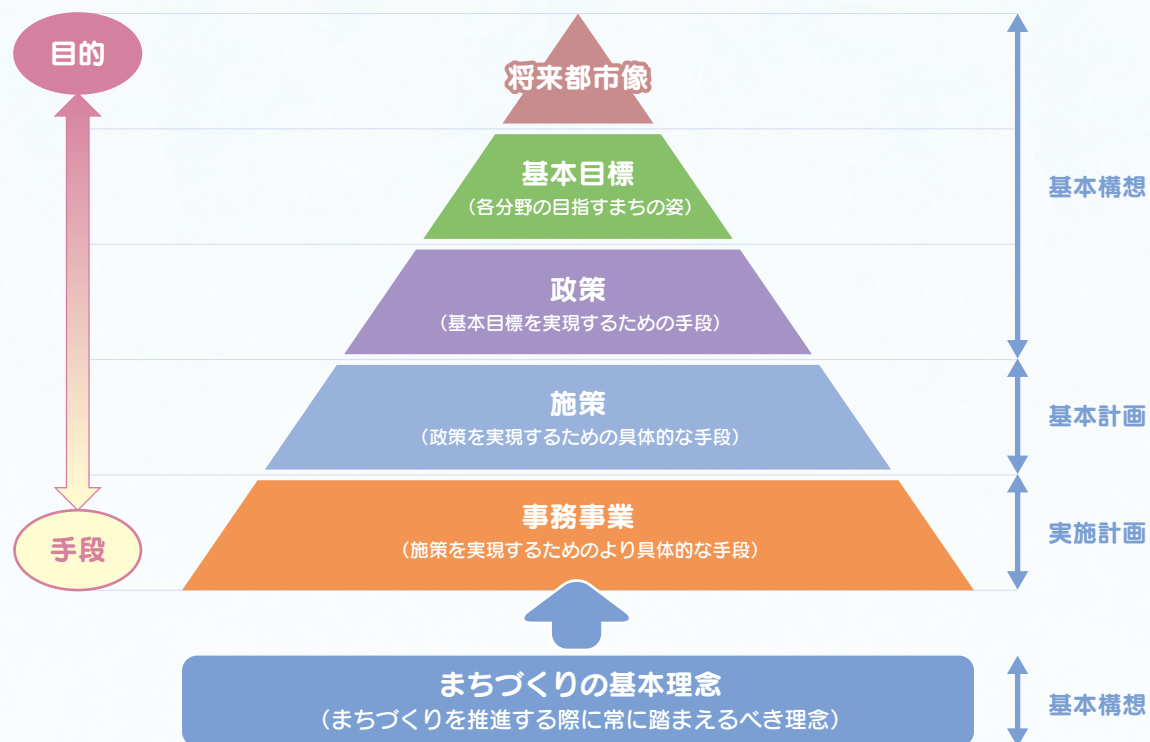
良好な住環境、教育、福祉、活力あふれる地域コミュニティといった春日市ならではの魅力を高め、誰もが住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりを行います。

みんなが活躍する協働のまちづくり

市民、地域、事業者、団体、行政といった様々な地域社会の担い手が、つながりを広げながら、お互いを尊重し、補い合い、協働し、活躍することができるまちづくりを行います。

未来へつなげるまちづくり

少子高齢化や人口減少問題、厳しい財政状況といった様々な課題に対応しつつ、これまで築き上げてきた市の魅力や住みよさを、未来の世代に確実に引き継ぐことができる持続可能なまちづくりを行います。



将来都市像と5つの基本目標

10年後の春日市の将来都市像を定め、その実現に向け、分野別に5つの基本目標を掲げます。また、基本目標の達成に向けて、28の政策、95の施策を設定し、まちづくりを進めます。

基本目標 ① ～ 人づくり・地域づくり ～

人と地域がつながり、豊かさにとぎわいを生み出すまち

- 市民一人ひとりが、地域での活動や文化芸術・スポーツ活動などを通して、生涯にわたって心豊かに暮らすことができるまちを目指します。
- 市民一人ひとりが、市民同士のつながりと地域とのつながりを広げ、協働しながら、様々な場面で活躍することで、地域コミュニティや歴史、文化、産業といった地域の魅力が高まり、地域全体ににぎわいが生まれるまちを目指します。

分野別政策

- ① 協働のまちづくりの推進
- ② まちの魅力発信
- ③ 多様な学びの支援
- ④ 文化芸術の振興
- ⑤ スポーツ・運動の推進
- ⑥ 文化財の保存・活用
- ⑦ 産業の振興



将来 住みよさ実感 ～ つながる はぐ



基本目標 ② ～ 子育て・教育 ～

安心して子育てができ、子どもが すくすくと成長できるまち

- 子どもを安心して産み育てられる環境の充実を図り、子育て世代が住みたい、住み続けたいと思うまちを目指します。
- 行政と学校、家庭、地域が連携協力して、子育てと教育に取り組み、未来を担う子どもたちが、その権利を守られ、豊かな人間性と生きる力をはぐくみながら、すくすくと成長できるまちを目指します。

分野別政策

- ① 妊娠・出産・子育て支援の充実
- ② 子どもの健全育成
- ③ 学校教育の充実
- ④ 共育（共に育てる）の推進



基本目標 3 ～健康・福祉～

みんなで支え合い、誰もが健やかにいきいきと暮らせるまち

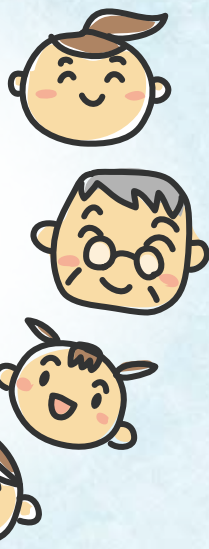
- 全ての市民が、性別や年齢、国籍、障がいの有無などにかかわらず、個人として尊重され、心身ともに健康で、自分らしくいきいきと暮らすことができるまちを目指します。
- 地域のつながりを深め、お互いに支え合いながら、誰もが孤立せず、安心して暮らすことができるまちを目指します。

分野別政策

- 1 健康づくり支援の充実
- 2 高齢者支援の充実
- 3 障がい者支援の充実
- 4 地域共生社会の推進
- 5 人権が尊重される社会の推進
- 6 男女共同参画社会の推進
- 7 社会保障制度の適正な運営



都市像 都市 かが くむ 支え合う～



基本目標 4 ～都市整備・安全安心～

良好な住環境の中で、安心して快適に暮らせるまち

- 市民の生活を支える良好な都市空間と生活環境を整え、誰もが快適に暮らせるまちを目指します。
- 災害に強く、犯罪や事故などから市民の生命・財産が守られ、誰もが安心して安全に暮らすことができるまちを目指します。

分野別政策

- 1 良好な住環境の確保
- 2 交通体系の整備・維持
- 3 上下水道の維持・保全
- 4 憩いの空間の整備・維持
- 5 環境保全と循環型社会の推進
- 6 防災体制の充実
- 7 暮らしの安全の確保



基本目標 5 ～行政経営～

持続可能で、市民から信頼される行政経営

- 社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズに的確に対応しつつ、質の高い行政サービスを将来にわたって維持していくため、行財政改革を積極的に行い、限りある経営資源を効果的かつ効率的に活用することで、持続可能な行政経営を進めます。
- 事務を適正に行い、透明性・公平性の高い行政運営を行うことで、引き続き市民から信頼される行政を目指します。

分野別政策

- 1 効果的・効率的な行政運営
- 2 持続可能な財政運営
- 3 透明性・公平性の高い行政運営





政策・施策一覧表

基本目標 1 人と地域がつながり、豊かさとにぎわいを生み出すまち ～人づくり・地域づくり～

政策 1-1 協働のまちづくりの推進

【基本方針】 地域コミュニティの活性化や協働によるまちづくりの意識醸成などを図り、市民、地域、団体、行政などの様々な地域社会の担い手が、対話を通して主体的に参画できる「協働」のまちづくりを推進し、多様化する地域課題の解決と市民の暮らしの質の向上につなげます。

| 政策を推進する主な施策 | 施策の主要な展開 |
|------------------|---|
| 1 地域コミュニティ活動の活性化 | ①自治会・自治会連合会の運営基盤強化、②自治会との連携強化 ③地域活動への市民参加促進、④地域活動の拠点整備 |
| 2 市民公益活動の活性化 | ①市民公益活動の活動支援 |
| 3 地域や団体の交流の場づくり | ①団体の交流・対話の場づくり、②地域活動等の担い手づくり |

政策 1-2 まちの魅力発信

【基本方針】 市民と行政との双方向の情報共有を推進するとともに、春日市の魅力を市内外に積極的に発信することで、市民の市に対する愛着心と誇りを醸成し、市民との協働により将来にわたって活力ある地域社会を形成します。

| 政策を推進する主な施策 | 施策の主要な展開 |
|-----------------|---|
| 1 シティプロモーションの推進 | ①戦略的なシティプロモーションの推進 |
| 2 効果的な情報発信 | ①市報かすかの充実、②市ウェブサイトの充実、③SNSの効果的な活用 ④報道機関の積極的な活用、⑤職員の情報発信能力の向上 |
| 3 双方向の情報共有 | ①広聴機会の充実、②地域活動団体の情報発信への支援 |

政策 1-3 多様な学びの支援

【基本方針】 市民の学びが活発になることは、市民の暮らしの質の向上と地域全体の活性化につながります。多様な学びの実践と学びの成果を生活や地域活動に生かす市民の取組を支援し、だれもが心豊かに生きがいを持って社会に参加し、地域で活躍できる学びの環境を整えます。

| 政策を推進する主な施策 | 施策の主要な展開 |
|--------------------|---|
| 1 多様な学びの機会の情報提供 | ①多様な学びの機会の情報提供 |
| 2 つながりを深める学びの環境づくり | ①学びを始めるきっかけづくり、②地域活動につながる学びの機会の提供 ③団体への支援と協働 |
| 3 図書館活用の推進 | ①市民図書館の充実、②図書館活用による学びの支援 ③学校図書館の充実 |

政策 1-4 文化芸術の振興

【基本方針】 文化芸術は、豊かな人間性をはぐくみ、人生に生きがいや活力を与える重要なものです。市民が心豊かに生活できるよう、文化芸術に親しむ様々な機会を提供します。また、市民が自ら取り組む文化芸術活動を支援し、活動を通して市民同士や地域のつながりが広がることで、魅力と活力にあふれるまちを目指します。

| 政策を推進する主な施策 | 施策の主要な展開 |
|-----------------|---|
| 1 文化芸術に親しむ機会の提供 | ①文化芸術事業の充実、②気軽に音楽に触れる機会の提供 ③文化芸術情報の提供、④文化施設の整備 |
| 2 市民の文化芸術活動の支援 | ①文化芸術活動の発表の場の充実、②市民文化団体の支援 |

政策 1-5 スポーツ・運動の推進

【基本方針】 スポーツ・運動は、心身の健康に大きく寄与するとともに、青少年の健全育成や地域社会の活性化など、多くの社会的意義があります。市民一人ひとりが自主的、主体的にスポーツ・運動に親しむことができるまちを目指します。

| 政策を推進する主な施策 | 施策の主要な展開 |
|------------------------|--|
| 1 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進 | ①スポーツ・運動を始めるきっかけづくり、②スポーツ・運動を通じた健康増進の推進 ③スポーツを通じた次世代の育成、④スポーツをみる機会の充実 |
| 2 スポーツ活動をささえる環境の充実 | ①指導者の確保・資質向上、②スポーツボランティアの育成 ③大学・企業等との連携、④スポーツ環境の充実 |
| 3 地域スポーツ活動の推進 | ①地域間交流を促進させるスポーツ活動の推進 |



政策 1-6 文化財の保存・活用

【基本方針】 かけがえない財産である文化財を次世代へと継承するため、企画展示・体験学習・各種イベントなどの機会を通して市民の文化財に対する意識や関心を高め、市民との連携・協働による文化財の保存・活用を図ります。また、文化財への市民の理解を深めることで、歴史に彩られたふるさと「春日」への愛着や誇りの醸成を図ります。

| 政策を推進する主な施策 | 施策の主要な展開 |
|-------------|--|
| 1 文化財の記録・保存 | ①文化財の記録・保存、②文化財の調査・研究 |
| 2 文化財の整備・活用 | ①文化財への理解の促進、②文化財を保存・活用するための環境整備 ③市民との連携・協働による文化財の継承 |

政策 1-7 産業の振興

【基本方針】 商工業をはじめとした産業の活性化は、地域の活気やにぎわいの創出、そしてまちの魅力の向上につながります。商工業の振興により地域経済を活性化するとともに、多面的な機能を有する農地の活用を推進し、地域資源を活かした活力あるまちづくりを進めます。

| 政策を推進する主な施策 | 施策の主要な展開 |
|-------------|----------------------------------|
| 1 商工業の活性化 | ①市内事業者への支援の充実、②新規創業支援及び事業継承支援の充実 |
| 2 農地の活用 | ①市民農園の活用、②農地環境の保全 |

基本目標2 安心して子育てができ、子どもがすくすくと成長できるまち ~子育て・教育~

政策 2-1 妊娠・出産・子育て支援の充実

【基本方針】 核家族や共働き家庭、高齢出産の増加等により、妊娠・出産・子育て支援のニーズは、多様化、複雑化しています。子育てを地域社会全体で支えることで、市民の妊娠・出産・子育てに係る不安を解消し、安心して生み育てることができる環境づくりを進めます。

| 政策を推進する主な施策 | 施策の主要な展開 |
|-------------|---|
| 1 母子保健の向上 | ①妊婦健康診査、乳幼児健康診査の充実、②乳児家庭全戸訪問の充実 ③子どもの予防接種の充実 |
| 2 子育て家庭の支援 | ①子ども・子育て相談センターの支援の充実と利用促進 ②子育ての負担軽減、③ひとり親家庭への支援の充実 |
| 3 保育環境の充実 | ①0～2歳までの提供体制の拡充、②保育士確保対策の充実 |

政策 2-2 子どもの健全育成

【基本方針】 子ども一人ひとりが健やかに育つことができるよう、子どもの遊びと生活の場を提供できる環境づくりを進めるとともに、発達に課題のある子どもに対する支援の充実を図ります。また、児童虐待など子どもの健やかな成長・発達を損なうものから子どもを保護し、子どもの人権を守ることができる体制を整備します。

| 政策を推進する主な施策 | 施策の主要な展開 |
|-----------------|--|
| 1 子どもの健やかな育ちの促進 | ①放課後児童クラブの待機児童の解消、②児童センターの多種多様な事業展開 ③指定管理者制度による効果的な運営 |
| 2 子どもの発達支援 | ①切れ目ない発達支援の推進、②子ども発達支援室の開設 ③発達に課題のある子どもの保護者への支援 |
| 3 要保護児童対策の推進 | ①要保護児童の早期発見、早期対応、②家庭における養育支援 |

政策 2-3 学校教育の充実

【基本方針】 児童生徒一人ひとりがいきいきと輝くことができるよう、学校教育の充実に取り組み、小学校から中学校までの9年間を通して、豊かな人間性、確かな学力、健康と体力、これら3つのバランスが取れた児童生徒の「生きる力」をはぐくむとともに、地域と連携し、市民性を育成します。また、児童生徒が安全・安心かつ快適に学習できる教育環境づくりを推進します。

| 政策を推進する主な施策 | 施策の主要な展開 |
|--------------------|---|
| 1 きめ細やかな指導体制の一層の充実 | ①確かな学力の向上と課題解決力の育成、②いじめの防止等の徹底 ③不登校児童生徒の支援の充実、④特別支援教育の充実 |
| 2 児童生徒の心と体づくりの推進 | ①豊かな人間性の育成、②体力の向上と食育の推進 |
| 3 児童生徒の市民性の育成 | ①市民性の育成 |
| 4 安全・安心な教育環境づくり | ①安心して学び、暮らせる環境の整備、②自助意識、安全対応能力の向上 |



政策・施策一覧表

政策 2-4 共育（共に育てる）の推進

【基本方針】子どもの豊かな人間性や生きる力をはぐくむため、学校、家庭、地域のそれぞれが、その役割と責任を分かち合いながら連携・協働し、共に育てる「共育」を推進します。また、家庭や地域の教育力の向上を図り、連携・協働による共育の相乗効果を高めます。

| 政策を推進する主な施策 | 施策の主要な展開 |
|------------------|---|
| 1 コミュニティ・スクールの推進 | ①コミュニティ・スクールの理解促進、②コミュニティ・スクールの取組の充実 ③学校・家庭・地域の連携協働体制づくり |
| 2 家庭教育力の向上支援 | ①家庭教育の学びや交流の場の充実、②家庭における子どもの基本的な生活習慣の確立 |
| 3 地域教育力の向上支援 | ①放課後子供教室（アンビシャス広場）の充実、②地域の青少年育成活動の支援 ③地域で子どもを育てる活動の促進 |

基本目標3 みんなで支え合い、誰もが健やかにいきいきと暮らせるまち ～健康・福祉～

政策 3-1 健康づくり支援の充実

【基本方針】生涯にわたり心豊かに暮らすためには、心身が健康であるとともに、健康寿命を延伸することが重要です。全ての世代の人が自分に合った心身の健康づくりに取り組むことができるよう支援するとともに、健康づくりのための環境整備を推進します。

| 政策を推進する主な施策 | 施策の主要な展開 |
|--------------|---|
| 1 健康づくり活動の推進 | ①スポーツ・運動の習慣化への支援、②食生活改善の促進 |
| 2 健康寿命の延伸 | ①健康診査の定期的な受診の推進、②生活習慣を見直す機会の創出 ③高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施 |
| 3 感染症対策の推進 | ①感染症予防の推進、②感染症発生時の対応体制の確立 |

政策 3-2 高齢者支援の充実

【基本方針】全国的な高齢化の進行に伴い、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援に係るサービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が求められています。高齢者やその家族が地域から孤立することを防ぎ、高齢者の健康づくりや住み慣れた地域での生活を市全体で支え合うまちを目指します。

| 政策を推進する主な施策 | 施策の主要な展開 |
|-----------------------|--|
| 1 高齢者の介護予防・自立支援の推進 | ①介護予防に取り組みたいと思える環境づくり、②心身の状況に応じた自立支援の推進 |
| 2 在宅高齢者福祉の充実 | ①相談体制の充実、②権利擁護等に関する相談支援及びネットワーク体制の推進 ③認知症高齢者とその家族の支援体制の推進 ④社会情勢の変化に応じた高齢者福祉サービスの提供 |
| 3 介護保険サービス提供体制の確保 | ①介護保険サービス提供体制の確保、②認定及び給付の適正化の推進 ③介護保険料徴収率の向上 |
| 4 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進 | ①高齢者の交流・社会参加の機会の提供 ②地域等での介護予防に関する支援活動の推進 |

政策 3-3 障がい者支援の充実

【基本方針】障がいの有無にかかわらず、全ての市民がお互いにかげがえのない個人として尊重し合う共生社会の実現が望まれています。障がいのある人もない人も、ともに社会の一員として社会参加し、活躍できるまちを目指します。

| 政策を推進する主な施策 | 施策の主要な展開 |
|---------------------------|---|
| 1 障がい者が地域で安心して暮らすための支援の充実 | ①相談支援体制の構築、②障がい者の保健・福祉サービスの充実 |
| 2 障がい者の社会参加の促進 | ①雇用・就業の支援、②文化芸術活動、スポーツ活動等への参加促進 ③意思疎通支援の充実 |
| 3 障がい者の権利擁護の推進 | ①権利擁護の推進及び虐待の防止、②障がいを理由とする差別の解消 |



政策 3-4 地域共生社会の推進

【基本方針】人々の暮らしや地域のあり方が多様化している中、地域生活における課題も複合化、複雑化しています。地域住民をはじめとする多様な主体がつながり、相互に顔が見える人間関係を築き、支え合いながら、全ての地域住民が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現を目指します。

| 政策を推進する主な施策 | 施策の主要な展開 |
|--------------------|---|
| 1 地域福祉の推進 | ①「地域共生社会」実現に向けた意識の醸成、②地域力の強化 ③地域を基盤とする包括的支援の強化 |
| 2 生活困窮者対策の推進 | ①生活困窮者自立相談窓口の認知度の向上、②相談支援事業の充実 |
| 3 複合的な生活課題への総合的な支援 | ①総合的な支援のための体制の整備 |

政策 3-5 人権が尊重される社会の推進

【基本方針】人権とは、「人が人として生きる権利」です。人が生まれながらにして自由かつ平等であるという人類普遍の原理に基づく権利であり、全ての人々に保障されています。市民一人ひとりが尊重され、多様性を認めあい、あらゆる差別のないまちを目指します。

| 政策を推進する主な施策 | 施策の主要な展開 |
|---------------|---|
| 1 人権意識の向上 | ①人権に関する啓発及び研修の充実、②人権教育の充実 |
| 2 人権擁護推進体制の充実 | ①様々な人権侵害、人権問題への対応、②人権擁護の推進組織、関係機関との連携強化 |

政策 3-6 男女共同参画社会の推進

【基本方針】男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、社会のあらゆる分野に共に参画し、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を推進します。

| 政策を推進する主な施策 | 施策の主要な展開 |
|------------------|---|
| 1 男女共同参画の推進体制の充実 | ①男女共同参画の推進組織、関係機関との連携強化、②固定的性別役割分担意識の解消 |
| 2 女性の活躍の促進 | ①各種団体等に対する女性の活躍の促進、②家庭と仕事を両立できる環境の整備 ③地域の中での男女共同参画の推進、④ハラスメントのない環境づくりの推進 |
| 3 配偶者等からの暴力の根絶 | ①暴力の根絶に向けた市民の意識向上、②DV相談、支援体制の充実 |

政策 3-7 社会保障制度の適正な運営

【基本方針】将来にわたり、全ての市民が健康で文化的な暮らしを営み、安心して自立した生活を送ることができるよう、社会保障制度の理解促進と健全かつ適正な運営に努め、市民が必要なときに必要な社会保障を受けることができる社会を維持します。

| 政策を推進する主な施策 | 施策の主要な展開 |
|--------------------------|---|
| 1 国民健康保険・後期高齢者医療制度の適正な運営 | ①国民健康保険・後期高齢者医療制度の安定的な運営、②医療費適正化の推進 ③制度改正への適切な対応 |
| 2 公費医療制度の適正な運営 | ①公費医療費支給事務の適正かつ円滑な実施、②県の制度改正等への適切な対応 |
| 3 生活保護制度の適正な運営と自立支援 | ①相談業務の充実、②生活保護制度の適正な運用、③生活保護受給者の自立支援 |
| 4 国民年金制度の適正な運営 | ①年金制度の啓発と国民年金保険料の納付勧奨、②年金の適正受給の推進 |

基本目標 4 良好な住環境の中で、安心して快適に暮らせるまち ～都市整備・安全安心～

政策 4-1 良好な住環境の確保

【基本方針】地域の特性に合わせて、調和のとれた都市空間・都市景観の形成を推進するとともに、空き家の対策や市営住宅の整備を推進することで、誰もが安全で快適に暮らすことができる良好な住環境を将来にわたって維持していきます。

| 政策を推進する主な施策 | 施策の主要な展開 |
|-------------|---|
| 1 都市空間の形成 | ①都市計画に係る規制の見直し、②「春日市地区街づくり条例」による地区街づくりの支援 ③調和のとれた住宅市街地の形成、④地籍調査の推進 |
| 2 景観の形成 | ①良好な都市景観の形成、②違反広告物の撤去 |
| 3 空き家対策の推進 | ①空き家の適正管理意識の向上、②空き家の利活用の促進、③特定空家等に対する措置 |
| 4 市営住宅の整備 | ①市営住宅の全棟建替、②市営住宅の計画的な修繕等 |



政策・施策一覧表

政策 4-2 交通体系の整備・維持

【基本方針】計画的に道路整備を進め、誰もが安全で快適に通行できる道路空間を構築します。また、公共交通体系の充実や、市民の利便性の向上に努め、魅力ある都市空間の形成を推進します。

| 政策を推進する主な施策 | 施策の主要な展開 |
|-------------|--|
| 1 都市計画道路の整備 | ①都市計画道路の計画的な整備 |
| 2 一般市道の整備 | ①安全で快適な一般道路の整備、②歩行者等の安全確保 |
| 3 交通結節点の整備 | ①西鉄天神大牟田線連続立体交差事業の促進 ②西鉄春日原駅周辺整備事業の推進 |
| 4 公共交通体系の整備 | ①コミュニティバス「やよい」の利用促進、②路線バスの充実 |

政策 4-3 上下水道の維持・保全

【基本方針】市民が安心して水を利用できるよう、広域的な取組により、安全な水の安定した供給に努めます。また、衛生的で快適な生活環境を保全し、大雨災害による浸水被害を軽減するため、下水道施設の整備を計画的に行います。

| 政策を推進する主な施策 | 施策の主要な展開 |
|---------------|--------------------|
| 1 安全で安定した水の供給 | ①春日那珂川水道企業団との連携・協力 |
| 2 汚水施設の整備 | ①汚水施設の計画的な改築 |
| 3 雨水施設の整備 | ①浸水被害の軽減対策 |
| 4 下水道事業の安定経営 | ①経営戦略に基づく経営評価 |

政策 4-4 憩いの空間の整備・維持

【基本方針】緑地やため池等の貴重な自然環境を積極的に保全・活用し、市民が身近に緑を感じることができるような緑豊かなまちづくりを目指します。また、市民が公園や緑地等を憩いの場として活用できるように、将来の人口動態や市民の利用ニーズに応じた再整備を行います。

| 政策を推進する主な施策 | 施策の主要な展開 |
|-------------|-----------------------------|
| 1 自然環境の保全 | ①自然の緑の保全、②緑化の推進 |
| 2 公園、緑地の整備 | ①公園や緑地の維持管理及び再整備、②公園愛護活動の推進 |
| 3 ため池の保全等 | ①将来的なため池のあり方の検討、②ため池周辺の環境維持 |

政策 4-5 環境保全と循環型社会の推進

【基本方針】地球的な視野で環境を考え、環境への負荷を軽減し、低炭素化の推進や限りある資源に配慮した社会経済システムへの転換が求められています。将来の世代に良好な環境を伝えていくことができるよう、地球温暖化の防止や環境保全の促進に努め、持続可能な循環型社会の実現を目指します。

| 政策を推進する主な施策 | 施策の主要な展開 |
|----------------|--|
| 1 地球環境の保全 | ①地球温暖化対策の推進、②環境負荷軽減の推進 |
| 2 生活環境の保全 | ①快適な生活環境の保全、②犬や猫などのペットの適正飼養、適正管理の促進 |
| 3 循環型社会の推進 | ①ごみを出さない生活様式への転換の促進、②食品ロス削減の推進 |
| 4 効率的なごみ処理等の推進 | ①共同処理体制による効率的な可燃ごみ処理を継続 ②共同処理体制による効率的な不燃ごみ処理を継続 |

政策 4-6 防災体制の充実

【基本方針】災害による市民生活への不安が増大しており、市民の防災に対する関心や意識が高まっています。市民、地域、関係機関、行政などが一体となって、人命を守り、財産を保護し、社会生活を維持することができる災害に強いまちの実現を目指します。

| 政策を推進する主な施策 | 施策の主要な展開 |
|--------------|--|
| 1 地域防災体制の整備 | ①自主防災組織の活性化、②地域で避難行動要支援者の避難支援ができる体制の構築 |
| 2 災害対策の推進 | ①地震災害による被害の減少、②風水害による被害の減少、③災害対応能力の向上 |
| 3 消防・救急体制の充実 | ①消防団の組織力の強化、②消防組合及び消防団との連携強化 |
| 4 危機管理対策の推進 | ①危機管理体制の強化 |



政策 4 - 7 暮らしの安全の確保

【基本方針】安全で安心できる市民生活の実現に向け、地域や警察と連携し、地域における防犯対策の強化や防犯体制の整備・充実などの犯罪抑止活動、消費者の安全確保の仕組みづくりを推進します。交通事故や飲酒運転のない社会を目指し、関係機関と連携し、市民の交通安全意識の醸成を図る取組を推進します。

| 政策を推進する主な施策 | 施策の主要な展開 |
|-------------|---|
| 1 地域防犯活動の推進 | ①地域防犯活動の支援、②市民の防犯意識の向上 ③犯罪が起こりにくい地域環境の整備、④関係機関との連携強化 |
| 2 消費者の安全確保 | ①消費生活センターの周知及び利用促進、②消費生活相談の充実 ③消費者被害の未然防止 |
| 3 交通安全対策の推進 | ①市民の交通安全意識の啓発、②関係機関との連携強化 |

基本目標 5 持続可能で、市民から信頼される行政経営 ~行政経営~

政策 5 - 1 効果的・効率的な行政運営

【基本方針】社会経済情勢の変化や多様化・高度化する市民ニーズに的確に応え、質の高い行政サービスを将来にわたって提供し続けるため、組織力の向上と職員の人材育成・資質向上を図るとともに、限りある市の経営資源を効果的かつ効率的に活用する行政運営を行います。

| 政策を推進する主な施策 | 施策の主要な展開 |
|----------------------|--|
| 1 行政マネジメントの推進 | ①目標管理の推進、②円滑かつ迅速な政策形成の推進 |
| 2 職員の人材育成と組織力の向上 | ①職員の人材育成、②優秀な人材の確保、③最適な組織機構の整備 |
| 3 適切な担い手による公共サービスの提供 | ①民間活力の活用 |
| 4 広域行政の推進 | ①広域連携の推進 |
| 5 電子自治体の推進 | ①ICTの活用 |
| 6 窓口サービスの向上 | ①窓口サービスの向上、②安全・安心な窓口サービスの提供 ③マイナンバーカードの取得及び利活用の推進 |

政策 5 - 2 持続可能な財政運営

【基本方針】将来にわたる安定した行政サービスの提供と持続可能な財政基盤の強化を図るため、長期的視点に立った計画的な財政運営を行い、財源の適正配分と自主財源の確保に努めます。また、公共施設等の更新や改修、長寿命化を計画的に行うことにより、財政負担の軽減、平準化と公共施設等の適正な配置に努めます。

| 政策を推進する主な施策 | 施策の主要な展開 |
|--------------------|--|
| 1 持続可能な財政運営 | ①健全化判断比率の適正な数値の維持、②経営資源の有効活用 |
| 2 自主財源の確保 | ①ふるさと納税の推進、②適正な受益者負担 |
| 3 市税の適正課税 | ①適正課税の推進 |
| 4 市税収納率の向上と滞納額の縮減 | ①自主納付の促進、②滞納整理の強化 |
| 5 公共施設等の適正な管理と有効活用 | ①公共建築物の再配置、②公共建築物の長寿命化 ③公共施設等の効率的な維持管理、④非常時の施設機能の確保 |

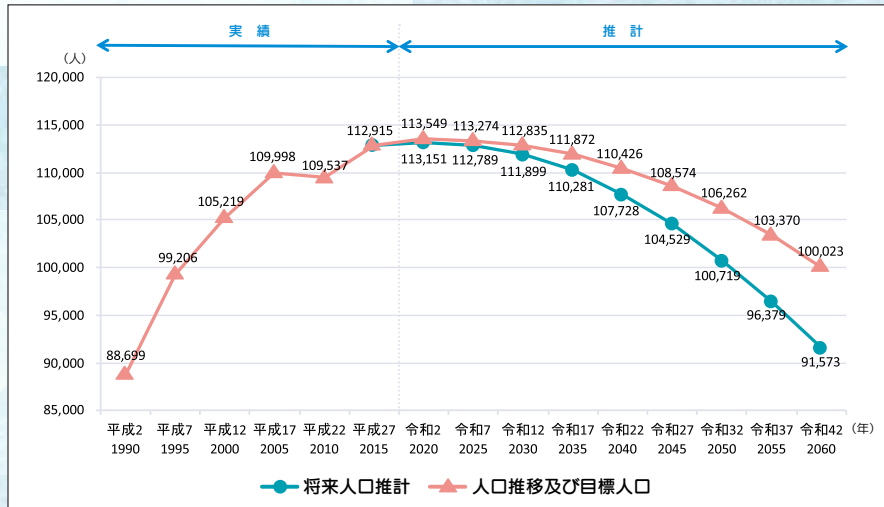
政策 5 - 3 透明性・公平性の高い行政運営

【基本方針】行政運営上の事務事業を適法かつ適正に執行するとともに、行政運営のプロセスを明らかにすることで、市政の透明性・公平性を確保し、市民から信頼される行政運営を行います。また、公正な選挙と円滑な議会運営を通して、市民の声が適切に反映された民主的な行政運営を行います。

| 政策を推進する主な施策 | 施策の主要な展開 |
|-------------------|--|
| 1 行政の透明性の確保 | ①情報公開の推進、②個人情報の適切な保護 ③統計情報の共有、④法令等に基づく行政運営の推進 |
| 2 適正な財務事務処理 | ①適正かつ正確な財務事務処理、②入札・契約事務の透明性・公平性の確保 |
| 3 監査機能の充実 | ①監査委員の独立性と専門性の向上及び監査機能の充実 |
| 4 円滑な議会運営 | ①議会活動支援と情報提供の充実 |
| 5 選挙の適正な執行と投票率の向上 | ①選挙の適正な執行に向けた取組、②投票率向上に向けた取組 |

目標人口

■春日市の将来人口推計と目標人口



資料：第2期春日市人口ビジョン・春日市まち・ひと・しごと創生総合戦略

春日市の人口は、これまで増加を続けていましたが、今後は、市内への人口流入の鈍化や、少子高齢化による自然減が見込まれることから、緩やかに減少していく見込みです。

急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、地域の住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくため、目標人口を次のように設定します。

令和7年度の目標人口 113,274人

市の木

ナギノキ



市の花

ユリ



市のマスコットキャラクター



かすがくん



あすかちゃん

市のブランドイメージ

春日市の「協働」、「交流」、「コミュニティ」などに対する市民の思いや、まちづくりの方向性のもとに、市の良さを一言で表現したものです。



みんなて春をつくろう

この冊子は、第6次春日市総合計画を要約した概要版です。

詳細については、市役所1階「情報公開コーナー」や市民図書館で閲覧できるほか、市ウェブサイトでも御覧いただけます。

■第6次春日市総合計画

<https://www.city.kasuga.fukuoka.jp/shisei/plan/sougou/1008161/index.html>



第6次 春日市総合計画(概要版)

発行年月 令和3年3月

発行 春日市

〒816-8501

福岡県春日市原町3丁目1番地5

TEL (092) 584-1111

FAX (092) 584-1145